

## 横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第1項に定める建築主事及び建築主事資格取得要件であり、市設置建築物の設計等の業務を行う上で必要な建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に定める一級建築士を確保し、建築行政における安定した執行体制の維持及び人材の育成を図るため、職員がその資格の取得に要する費用の全部又は一部を交付することについて、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 交付の対象となる者は、職員定数条例(昭和26年横須賀市条例第68号)第1条に規定する職員(ただし、任期の定めのある職員を除く。)で、次条第1項の規定による申請をする日において次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 職員採用試験の試験区分が建築技術である者又は当該試験区分が建築技術以外の者であって、入庁後建築技術への任用替えをしたもの
- (2) 任命権者により受検又は受験(以下「受験等」という。)を命じられた者

### (受験命令)

第3条 前条第2号の受験等の命令を受けようとする者は、横須賀市職員建築主事等資格受験等希望申請書(第1号様式)により任命権者に申請するものとする。

2 任命権者は、受験等を命じる場合は、横須賀市職員建築主事等資格受験等命令通知書(第2号様式)によるものとする。

### (対象費用等)

第4条 対象経費及び交付割合は、別表第1に定めるとおりとし、交付する額は、予算の範囲内で同表の助成区分ごとに算出した額を合計した額とする。

### (交付申請)

第5条 交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付申請書(第3号様式)に別表第2に定める書類を添付して、建築基準法第77条の58第1項による登録をし、又は一級建築士試験に合格した日の属する年度の3月1日までに、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求及び支払)

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定があったときは、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付請求書(第5号様式)により交付金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付請求があったときは、交付金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、規則に定めるもののほか、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金を市長に請求後、請求した日の属する年度の末日から3年以内に、職員の身分ではなくなったとき

(2) その他交付することが不適当と認められる事実があったとき

2 市長は、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付決定取消通知書(第6号様式)により通知する。

(交付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に交付金が支出されているときは、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付金返還請求書(第7号様式)により、期限を定めて、その返還を請求することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

助成区分		対象者	交付対象経費	交付割合
1	建築基準適合判定資格者登録免許税及び必要書類発行費用	建築基準法第5条の規定に基づく一級建築基準適合判定資格検定に合格した後、同法第77条の58の規定により国土交通大臣の登録を受けた者	登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の規定による登録免許税	全額
2	建築基準適合判定資格者検定受検講習会受講料	一級建築基準適合判定資格者検定のため受検講習会を受講し、検定に合格した者	建築基準適合判定資格者検定受検講習会受講料に相当する額	全額 ただし1回を限度とする
3	一級建築士受験料	任命権者に命じられ、建築士法第4条の規定に基づく一級建築士試験に受験した者	一級建築士受験手数料	全額
4	一級建築士登録申請手数料及び必要書類発行費用	建築士法第4条の規定に基づく一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けた者	建築士法第10条の19の規定による一級建築士登録申請手数料	全額
5	一級建築士登録免許税	建築士法第4条の規定に基づく一級建築士試験に合格し、	登録免許税法第24条の規定による登録免許税	全額

		国土交通大臣の免許を受けた者		
6	一級建築士試験資格取得学校受講料(学科対策講座)	資格取得学校の一級建築士試験のための学科対策講座を受講し、試験に合格した者	資格取得学校受講費(学科対策講座)に相当する額	交付対象経費の2分の1 ただし1回を限度とする
7	一級建築士試験資格取得学校受講料(製図対策講座)	資格取得学校の一級建築士試験のための製図対策講座を受講し、試験に合格した者	資格取得学校受講費(製図対策講座)に相当する額	交付対象経費の2分の1 ただし1回を限度とする
8	一級建築士試験資格取得学校受講料(学科・製図一貫対策講座)	資格取得学校の一級建築士試験のための学科・製図一貫対策講座を受講し、試験に合格した者	資格取得学校受講費(学科・製図一貫対策講座)に相当する額	交付対象経費の2分の1 ただし1回を限度とする
備考				
<p>① 助成区分8については、助成区分6又は7と併用して申請することはできない。</p> <p>② 第2条の職員の身分になる以前又は試験に合格した年度から6年度以上前に要した受講費用については、申請することはできない。</p>				

別表第2(第5条関係)

助成区分		添付書類
1	建築基準適合判定資格者登録免 許税及び必要書類発行費用	1. 一級建築基準適合判定資格者登録証(写し) 2. 必要書類発行領収書(写し)
2	建築基準適合判定資格者検定受 検講習会受講料	1. 一級建築基準適合判定資格者登録証(写し) 2. 建築基準適合判定資格者検定受検講習会の受講費 の支払いを証する書面
3	一級建築士受験料	1. 一級建築士試験受験手数料領収書(写し)
4	一級建築士登録申請手数料及び 必要書類発行費用	1. 一級建築士免許証(写し) 2. 必要書類発行領収書(写し)
5	一級建築士登録免許税	1. 一級建築士免許証(写し)
6	一級建築士試験資格取得学校受 講料 (学科対策講座)	1. 一級建築士試験合格通知書(写し) 2. 資格取得学校の一級建築士試験対策講座(学科試 験対策)の受講費の支払いを証する書面
7	一級建築士試験資格取得学校受 講料 (製図対策講座)	1. 一級建築士試験合格通知書(写し) 2. 資格取得学校の一級建築士試験対策講座(製図試 験対策)の受講費の支払いを証する書面
8	一級建築士試験資格取得学校受 講料 (学科・製図一貫対策講座)	1. 一級建築士試験合格通知書(写し) 2. 資格取得学校の一級建築士試験対策講座(学科・ 製図一貫試験対策)の受講費の支払いを証する書面
備考		
<p>① 複数の助成区分を一括で請求する場合、重複する書類の添付は1部で可とする。</p> <p>② 学科・製図一貫対策講座受講料の支払いを証する書面を、助成区分6の添付書類とし て使用する場合は、学科対策講座の内訳金額が分かる書類を添付すること。</p> <p>③ 助成区分1, 3, 4, 5については前払いを可とするが、その場合は添付書類をもつ て精算をすること。</p> <p>④ 上記のほか申請内容の審査に必要な書類がある場合は添付すること。</p>		

第1号様式(第3条第1項関係)

年 月 日

(あて先) 長

所属名

氏名

### 横須賀市職員建築主事等資格受験等希望申請書

建築主事等の資格について、下記のとおり受験等を希望したく、申請いたします。

記

1 受験等資格名称（該当する資格に■をしてください）

- 一級建築基準合格判定資格者
- 一級建築士

2 検定・試験の実施日時等

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 会場名 【 】

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 会場名 【 】

3 申請者コメント

(受験等に向けどどのように取り組んできたか、また合格後どのように資格を活かしていくか)

4 所属長推薦コメント

第2号様式(第3条第2項関係)

年 月 日

様

長

横須賀市職員建築主事等資格受験等命令通知書

年 月 日付けで申請された建築主事等資格受験等希望申請について、下記のとおり受験等を命令します。

記

1 受験等資格名称

2 検定・試験の実施日時等

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 会場名 【 】

年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 会場名 【 】

3 その他

受験等については、業務として取り扱うこととします。

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

所属名

氏名

横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付申請書

横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

	区分	対象経費金額	交付割合	交付申請額
1	一級建築基準適合判定資格者登録免 許税及び必要書類発行費用		全額	
2	一級建築基準適合判定資格者検定受 検講習会受講料		全額	
3	一級建築士受験料		全額	
4	一級建築士登録申請手数料及び必 要書類発行費用		全額	
5	一級建築士登録免許税		全額	
6	一級建築士試験資格取得学校受講料 (学科対策講座)		2分の1	
7	一級建築士試験資格取得学校受講料 (製図対策講座)		2分の1	
8	一級建築士試験資格取得学校受講料 (学科・製図一貫対策講座)		2分の1	

備考 区分1, 3, 4 5の交付は、前払いを可とする。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

様

横須賀市長

印

横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請された、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付申請書について、横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を決定します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱第8条各号の規定に該当すると認めたときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあること。

第5号様式(第7条第1項関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

所属名

氏名

横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付金について、横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を請求します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先金融機関口座

- (1) 金融機関名と支店名
- (2) 預金種類(普通、当座、その他)
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義(フリガナ)

第6号様式(第8条第2項関係)

年 月 日

様

横須賀市長

印

横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した、横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付決定通知書について、横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

(取り消し理由)

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

様

横須賀市長

印

横須賀市職員建築主事等資格取得対象費用交付金返還請求書

横須賀市職員の建築主事等資格取得対象費用交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| 1 交付金の名称   | 横須賀市職員建築主事等資格対象費用交付金 |
| 2 交付日      | 年 月 日                |
| 3 交付決定通知額  | 円                    |
| 4 交付金の交付済額 | 円                    |
| 5 返還すべき金額  | 円                    |
| 6 返還期限     | 年 月 日                |
| 7 返還を命ずる理由 |                      |
| 8 返還方法     |                      |